

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステムによる転入通知の送受信のための外部結合における情報項目の追加について
----	------------------------------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第4項（法令に基づく外部電子計算機との結合）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

事業の概要

事業名	外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステムによる転入通知の送受信のための外部結合における情報項目の追加
担当課	戸籍住民課
目的	住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステムによる転入通知の送受信を確実にかつ効率的に行うため
対象者	新宿区の住民基本台帳に記録されている外国人住民
事業内容	<p>1 概要</p> <p>「転入通知」とは、転入地の区市町村が、転出地の区市町村に対し、転入した者に関する事項を通知することであり、この転入通知は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により行われている（※1）。</p> <p>従来、転入通知は、日本人住民のみが対象者であったが、住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から、新たに外国人住民が住民基本台帳法の対象者となったため、転入通知の対象者に外国人住民が含まれることとなった。</p> <p>このため、外国人住民に係る転入通知について、住基ネットによる送受信を行うことができるよう、外部結合における情報項目に追加した（※2、※3）。</p> <p>2 対象者</p> <p>住民基本台帳法の改正により、新宿区の住民基本台帳に記録される外国人住民（32,000人程度）</p> <p>※1 転入通知情報に係る電算組織による個人情報処理の処理開発、変更については、「住基ネット2次稼働における住民票情報等の記録及び通知について」（平成15年度）により、諮問し、承認を受けている。</p> <p>※2 別紙「システム概要図」参照</p> <p>※3 外国人住民が住民基本台帳法の対象者となることに伴う住基ネットの改修については、「住民制度改正に伴う住民情報システム等の変更について」（平成23年度）において、諮問し、承認を受けている。</p>

件名 外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステムによる転入通知の送受信のための外部結合における情報項目の追加について

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【新宿区の住民基本台帳に記録されている外国人住民に係る情報項目】</p> <p>① 氏名(漢字又は英字) ② 氏名(カナ) ③ <u>併記名(漢字)</u> ④ <u>併記名(カナ)</u> ⑤ 生年月日 ⑥ 性別 ⑦ 住民票コード(※1) ⑧ 新しい住所 ⑨ 今までの住所 ⑩ 転入届出年月日 ⑪ 転入年月日 ※1 平成25年7月7日まで、外国人住民に住民票コードは、付番されない。 ※2 下線の情報項目については、外国人住民のみの項目</p>
結合の相手方	他の区市町村
結合する理由	<p>住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から、新たに外国人住民が住民基本台帳法の対象となった。</p> <p>よって、従来、日本人住民のみを対象としていた住民基本台帳ネットワークシステムによる転入通知の送受信に係る情報項目に、外国人住民に係る情報項目を追加した。</p>
結合の形態	住民基本台帳ネットワークシステムによる上記情報項目の送受信
結合の開始時期と期間	平成24年7月9日から(以降継続)
情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信は、専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。 2 通信により交換するデータは、暗号化を実施する。 3 端末機の取扱いに際しては、操作者識別カード及び暗証番号により、正当なアクセス権限があることを確認する。 4 上記に掲げるもののほか、住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例及び当該条例施行規則並びに「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)」を遵守する。